

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年2月4日

**【四半期会計期間】** 第14期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

**【会社名】** ngi group株式会社

**【英訳名】** ngi group, inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 金子 陽三

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

**【電話番号】**

**【事務連絡者氏名】**

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区南青山一丁目26番1号

**【電話番号】** 03(6821)0000(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役 丹澤 みゆき

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第13期 第3四半期連 結累計期間	第14期 第3四半期連 結累計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間	第13期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	4,937,977	4,099,447	2,260,899	1,332,107	6,447,286
経常利益 (千円)	190,631	173,306	116,118	35,018	202,812
四半期(当期)純利益 (千円)	486,266	133,377	147,048	15,305	520,553
純資産額 (千円)			7,009,181	5,508,512	6,650,351
総資産額 (千円)			9,328,522	7,002,420	8,743,638
1株当たり純資産額 (円)			43,466.40	38,362.49	41,588.72
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3,926.85	1,069.27	1,187.49	122.47	4,203.37
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3,917.02	1,066.62	1,184.55	122.32	4,189.93
自己資本比率 (%)			57.7	72.6	59.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	921,052	198,650			992,894
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	332,021	1,042,613			109,062
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	173,993	195,772			20,801
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			4,179,414	2,884,353	4,669,820
従業員数 (名)			172	163	177

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
 また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、インターネット関連事業を行ってございました(株)フラクタリスト(連結子会社)について、平成22年12月29日付で当社による吸収合併により消滅しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	163(34)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。)は、当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。  
 2. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	61(6)
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。)は、当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。  
 2. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
 3. 従業員数が当第3四半期会計期間において51名増加しておりますが、主としてインターネット関連事業において平成22年12月29日付で連結子会社であった(株)フラクタリストを吸収合併したことによるものであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	690,499	49.6

- (注) 1.金額は、製造原価によっております。  
2.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	846,755	50.2	26,681	87.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット関連事業	1,125,415	59.5
インベストメント&インキュベーション事業	200,878	55.7
その他事業	5,812	68.6
合計	1,332,107	58.9

- (注) 1.セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2.インベストメント&インキュベーション事業の販売高には、インベストメント&インキュベーション事業で運用している投資事業組合の管理報酬、成功報酬が含まれています。  
3.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	439,764	19.45	220,360	16.5

- 4.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- (注) 前年同四半期比については前年同四半期に(株)フラクタリストの損益を6ヶ月分取りこんでいたため、平成21年7月~12月の実績との比較となっております。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

（当社と当社の連結子会社である（株）フラクタリストとの合併）

当社はインターネットビジネスのインキュベーターとして、日本のインターネット市場の発展に寄与すべく様々な事業・人材を育成してまいりました。一方（株）フラクタリストは、モバイル専門のマーケティングソリューションカンパニーとして日本のモバイルインターネット市場の発展と共に成長してまいりました。

現在、スマートフォンなどの新しい携帯端末の出現によるモバイルインターネットの技術・サービスなどの急激な変化や、ソーシャルネットワークを軸としたインターネットのプラットフォームの変化・競争が激しくなっており、より成長する市場に対して事業展開を加速するためには、両社の持つ強みを活かし、競争力を高めることが最善との結論に至りました。よって平成22年10月18日開催の取締役会における決議を経て、当社と（株）フラクタリストとの合併に関する合併契約書を締結致しました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

### （1）合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併。

### （2）合併に際して発行する株式及び割当

合併効力発生日前日の最終の（株）フラクタリストの株主名簿に記載された株主に対して、（株）フラクタリストの普通株式1株につき、当社の普通株式0.96株をもって割当交付いたしました。

なお、当社は合併により普通株式7,777株（小数点以下切捨）を交付いたしました。交付した株式には当社が保有する自己株式3,771株を充当したため、新株式の発行は4,006株となりました。

### （3）合併比率の算定根拠

当社は（株）プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」）を、（株）フラクタリストはグローウィン・パートナーズ（株）（以下「グローウィン」）を、それぞれ第三者機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、両社において協議の上、合併比率を決定いたしました。

なお、プルータスとグローウィンは市場株価法、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定いたしました。

### （4）合併の期日

合併効力発生日：平成22年12月29日

### （5）引継資産・負債の状況

当社は平成22年12月28日現在の（株）フラクタリストの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継いでおります。

資産	金額（百万円）	負債	金額（百万円）
流動資産	983	流動負債	424
固定資産	161	固定負債	84
資産合計	1,145	負債合計	509

### （6）吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	ngi group株式会社
----	---------------

所在地（本店）	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
所在地（主な事業所）	東京都港区南青山一丁目26番1号
代表者の役職・氏名	代表執行役社長 金子 陽三
事業の内容	インターネット関連事業
資本金	1,839百万円
決算期	3月
純資産	5,023百万円
総資産	6,185百万円

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### （1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におきましては、新しい広告商材の販売、開発の他、ソーシャルグラフィマーケティング事業の立ち上げ等に注力いたしました。

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は1,332百万円（前年同四半期比41.1%減）となり、連結営業利益は61百万円（前年同四半期比51.3%減）、連結経常利益は35百万円（前年同四半期比69.8%減）、連結四半期純利益は15百万円（前年同四半期比89.6%減）となりました。

当第3四半期連結会計期間の各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

#### (インターネット関連事業)

インターネット関連事業は、主に(株)フラクタリストによるモバイル関連事業(1)、Fringe81(株)によるインターネット広告関連事業、(株)アルトビジョンによるメールマーケティングサービス事業を提供しております。

当事業におきましては、(株)フラクタリストがGREEプラットフォーム上にてモバイル版ソーシャルアプリケーションサービス『まじょがく』の提供を開始し、また同社が提供する「AD-STA(アドスタ)2」は、広告表示回数月40億回を突破しております。Fringe81(株)が提供している「iogous(イオゴス)3」につきましては、2010年5月末に提供を開始して以来、同年12月時点で導入件数は150件を超え、「iogous(イオゴス)」導入後のクリック率の平均改善結果は1.7倍、直近2ヶ月では2倍と、時間の経過とともにアルゴリズムの学習効果により効果改善が向上するという結果が得られております。(株)アルトビジョンにおいては、引き続きメールマーケティングサービス事業が順調に推移するとともに、有料メールマガジン配信サービス「ビジスパ」のサービスを開始し、また雑誌『プレジデント』等を発行するプレジデント社と電子書籍分野での業務提携を行いました。

以上から、インターネット関連事業は順調に推移し、当社グループの主力事業として安定的な収益を計上しております。なお、前年同四半期に(株)フラクタリストの損益を6ヶ月分取込んでいたことにより、当該セグメントの業績としては前年同四半期比で減収となりましたが、各事業の収益力が向上したことにより増益を確保いたしました。この結果、当第3四半期連結会計期間におけるインターネット関連事業は売上高1,125百万円(前年同四半期比40.5%減)となり、営業利益は81百万円(前年同四半期比67.9%増)となりました。

1 (株)フラクタリストは平成22年12月29日に当社との合併により消滅し、現在モバイル関連事業は当社に承継されております。

2 「AD-STA(アドスタ)」とは、クリック率やコンバージョン率、費用対効果などの広告実績に基づき、モバイルメディアとモバイル広告の組み合わせを最適化する機能を持つアドネットワークサービスです。

3 「iogous(イオゴス)」とは、キャッチコピー(文言)、文字色、ビジュアル、背景色を自動的に入れ替えてシステムで生成し、多変量解析技術を利用して、クリックレートの高い要素に差し替え、より効果の高いバナーを配信するサービスです。

#### (インベストメント&インキュベーション事業)

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード/アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、未来予想(株)によるプレスリリース配信代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

当事業におきましては、未来予想(株)が提供する広報支援・プレスリリース配信サービスの「@Press」が順調に推移する一方で、連結する投資事業組合における売上高が前年同四半期に比べて減少したことから、当第3四半期連結会計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高200百万円(前年同四半期比44.3%減)、営業利益94百万円(前年同四半期比61.7%減)となりました。

#### (その他事業)

その他事業は主に3Di(株)による3Dインターネット分野で事業を行っております。

3Dインターネット分野につきましては、CEATEC 2010において(株)NTTドコモの「Mobile AR 技術 Ver.2」へ 3D空間技術を提供するなどしております。また、新たな取り組みとして楽天(株)が運営するブログサービス「楽天ブログ」に対し、Webブラウザで動作するアバターコミュニケーションプラットフォームの 版提供を開始いたしました。この結果、当第3四半期連結会計期間におけるその他事業の売上高は5百万円(前年同四半期比31.4%減)、営業損失53百万円(前年同四半期117百万円の営業損失)となりました。



## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ1,741百万円減少し、7,002百万円となりました。これは主に ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合の連結除外により830百万円減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ599百万円減少し、1,493百万円となりました。これは主に繰延税金負債が268百万円減少したことによります。

純資産合計は前連結会計年度末と比べ1,141百万円減少し、5,508百万円となりました。これは主にngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合の連結除外により少数株主持分が836百万円減少したことによります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、2,884百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べ133百万円増加しました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は115百万円（前年同四半期は251百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益27百万円及び減損損失74百万円等によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は138百万円（前年同四半期は49百万円の獲得）となりました。

これは主に定期預金の払戻による収入200百万円等によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は118百万円（前年同四半期は26百万円の使用）となりました。こ

れは短期借入金の純減額109百万円等によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成22年6月24日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

## 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様を提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成22年9月30日現在、当社役職員等により発行済株式総数の13%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

## 本ルールの内容

- (イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。
  - (甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
  - (乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数
  - (丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数
  - (丁) 本ルールに従う旨の誓約
- (ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。
  - (甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）
  - (乙) 大規模買付行為の目的及び内容
  - (丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠
  - (丁) 買付資金の存在を根拠づける資料
  - (戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

- (ハ) 諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「諮問委員会検討期間」という）として確保できしめるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとし、

## ルール

### (イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するためにに定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
  - (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
  - (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
- ### (ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、に定める対抗措置をとることとします。

## 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

### 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

#### (イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願いいたします。

#### (ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び（イ）において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

### 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成23年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

#### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は13百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	443,544
計	443,544

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	132,505	132,505	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度を 採用しておりません。
計	132,505	132,505		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

・旧商法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自平成15年1月16日 至平成25年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとし、調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$



## 第2回新株予約権（平成15年11月25日の定時株主総会決議及び平成16年6月17日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自平成16年6月17日 至平成26年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

## 第3回新株予約権（平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自平成17年4月28日 至平成27年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

#### 第4回新株予約権（平成17年6月29日の定時株主総会決議及び平成17年8月25日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	612
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

・会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権（平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	99
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自平成20年6月23日 至平成28年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社に承継させる。承継された本新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとします。

- (1) 目的となる完全親会社の株式の種類  
本新株予約権の目的となる株式と同種の完全親会社の株式
- (2) 目的となる完全親会社の株式の数  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (3) 権利行使に際して払い込むべき金額  
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1円未満の端数は切り上げるものとします。
- (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消滅事由等  
株式交換又は株式移転に際して会社の取締役会が決定します。
- (5) 取締役会による譲渡承認について  
本新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

第7回新株予約権（平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	108,812
新株予約権の行使期間	自平成22年10月15日 至平成25年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 108,812 資本組入額 54,406
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

## 2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後 1 株当たり払込金額} = \text{調整前 1 株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1 株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。）

## 3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

### (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

### (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

### (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1 に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

### (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 に準じて 1 株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

### (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (ヘ) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- (ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
下記に準じて決定します。
- (1) 会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (3) 会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 会社の取締役又は執行役
  - ) 会社の使用人
  - ) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
  - ) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
  - ) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
  - ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ) 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。



## 第8回新株予約権（平成21年7月23日の取締役会決議及び平成21年7月23日の報酬委員会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,714
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	4,714
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,452
新株予約権の行使期間	自平成23年8月8日 至平成26年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,452 資本組入額 17,726
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

## 2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株予約権発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株予約権発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

## 3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

## (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

## (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

## (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

## (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

## (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

## (ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

## (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 会社の取締役又は執行役
  - ) 会社の使用人
  - ) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
  - ) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
  - ) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
  - ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ) 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

## 第9回新株予約権（平成22年10月21日の取締役会決議及び平成22年10月21日の報酬委員会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,570
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数(株)	1,570
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,989
新株予約権の行使期間	自平成24年11月6日 至平成27年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,989 資本組入額 10,995
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

## 2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株予約権発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株予約権発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

## 3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

## (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

## (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

## (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

## (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

## (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

## (ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

## (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 会社の取締役又は執行役
  - ) 会社の使用人
  - ) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
  - ) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合、但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
  - ) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
  - ) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ) 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月29日 (注)	4,006	132,505		1,839,206		60,037

(注) 合併に際して合併効力発生日前日の最終の(株)フラクタリストの株主名簿に記録された株主に対して、(株)フラクタリストの普通株式1株につき、当社の普通株式0.96株を割当交付いたしました。

## (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,771		
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,728	124,728	
単元未満株式			
発行済株式総数	128,499		
総株主の議決権		124,728	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ngi group株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 16番5号	3,771		3,771	2.93
計		3,771		3,771	2.93

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	61,500	58,300	42,400	34,750	33,300	27,300	23,550	28,290	30,800
最低(円)	49,500	31,500	27,370	28,010	22,800	23,050	18,020	18,360	26,020

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役		丹澤 みゆき	昭和46年 12月28日	平成5年9月 勝島敏明税理士事務所 (現：税理士法人トーマツ) 入社 平成12年4月 株式会社オン・ザ・エッジ (現：株式会社ライブドア) 入社 平成19年7月 ngi group株式会社入社 平成22年7月 当社執行役(現任)	(注)		平成22年 7月22日
執行役 副社長		小川 淳	昭和51年 3月1日	平成12年10月 株式会社ネットエイジ入社 平成17年9月 同社 執行役就任 平成19年6月 ngi group株式会社 執行役就任 平成19年7月 ngi mobile株式会社 代表取締役社長就任 平成19年10月 株式会社フラクタリスト 代表取締役就任 平成22年10月 当社執行役副社長(現任)	(注)		平成22年 10月18日
執行役		出岡 英俊	昭和52年 1月3日	平成13年4月 株式会社アジジェスト入社 平成16年5月 株式会社ネットエイジ入社 平成19年7月 ngi mobile株式会社 取締役就任 平成19年10月 株式会社フラクタリスト 取締役就任 平成22年10月 当社執行役(現任)	(注)		平成22年 10月18日

(注) 第14期事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時まで。

### (2) 退任役員

該当事項はありません。

### (3) 役職の変動

該当事項はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,334,353	4,669,820
受取手形及び売掛金	754,527	751,095
有価証券	500,000	-
営業投資有価証券	2, 3 1,681,947	2 2,447,744
その他	74,118	159,760
貸倒引当金	12,149	25,058
流動資産合計	6,332,798	8,003,363
固定資産		
有形固定資産	1 68,121	1 57,209
無形固定資産		
のれん	18,479	152,726
その他	254,061	267,614
無形固定資産合計	272,540	420,341
投資その他の資産		
投資有価証券	54,129	62,413
関係会社株式	35,207	14,401
その他	272,597	212,743
貸倒引当金	32,974	26,833
投資その他の資産合計	328,960	262,724
固定資産合計	669,621	740,274
資産合計	7,002,420	8,743,638
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	237,491	261,393
短期借入金	10,003	140,000
1年内返済予定の長期借入金	161,344	174,928
未払法人税等	40,992	17,885
引当金	8,312	24,823
繰延税金負債	583,531	852,080
その他	266,521	354,654
流動負債合計	1,308,196	1,825,765
固定負債		
長期借入金	183,932	264,799
その他	1,779	2,721
固定負債合計	185,711	267,520
負債合計	1,493,907	2,093,286

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,839,206	1,829,831
資本剰余金	1,413,137	1,650,835
利益剰余金	987,503	876,524
自己株式	-	462,029
株主資本合計	4,239,847	3,895,162
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	542,463	1,008,446
繰延ヘッジ損益	300,910	252,477
評価・換算差額等合計	843,374	1,260,923
新株予約権	68,920	33,101
少数株主持分	356,369	1,461,163
純資産合計	5,508,512	6,650,351
負債純資産合計	7,002,420	8,743,638

## (2)【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	4,937,977	4,099,447
売上原価	3,262,207	2,733,642
売上総利益	1,675,770	1,365,805
販売費及び一般管理費	1,483,359	1,139,531
営業利益	192,410	226,274
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,889	5,215
還付加算金	9,648	-
保険解約返戻金	-	5,960
解約手数料	-	17,980
その他	6,770	4,500
営業外収益合計	19,308	33,657
営業外費用		
支払利息	6,900	5,818
持分法による投資損失	12,864	59,849
為替差損	563	19,162
その他	758	1,794
営業外費用合計	21,087	86,625
経常利益	190,631	173,306
特別利益		
負ののれん発生益	-	58,499
投資有価証券売却益	37,967	3,726
関係会社株式売却益	13,869	95,771
持分変動利益	220	31,315
事業譲渡益	100	2,139
新株予約権戻入益	95,145	-
ポイント引当金戻入額	-	9,074
その他	724	-
特別利益合計	148,027	200,527
特別損失		
固定資産除却損	801	1,020
減損損失	-	74,017
投資有価証券評価損	20,257	-
のれん評価損	-	115,178
関係会社整理損	21,386	-
解約違約金	55,889	14,659
その他	22,049	-
特別損失合計	120,384	204,875
税金等調整前四半期純利益	218,273	168,957
法人税、住民税及び事業税	7,304	45,964
過年度法人税等	23,280	-
法人税等調整額	19,920	21,632
法人税等合計	3,943	67,597
少数株主損益調整前四半期純利益	-	101,360
少数株主損失( )	271,936	32,016
四半期純利益	486,266	133,377

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,260,899	1,332,107
売上原価	1,567,862	899,853
売上総利益	693,037	432,253
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 567,455	<sub>1</sub> 371,040
営業利益	125,581	61,213
営業外収益		
受取利息及び配当金	721	1,717
その他	2,773	346
営業外収益合計	3,494	2,064
営業外費用		
支払利息	2,791	1,742
持分法による投資損失	9,668	23,680
為替差損	-	2,457
その他	496	378
営業外費用合計	12,956	28,259
経常利益	116,118	35,018
特別利益		
負ののれん発生益	-	58,499
持分変動利益	-	13,447
ポイント引当金戻入額	-	9,074
特別利益合計	-	81,022
特別損失		
減損損失	-	74,017
解約違約金	55,889	14,659
その他	7,051	-
特別損失合計	62,941	88,676
税金等調整前四半期純利益	53,177	27,364
法人税、住民税及び事業税	9,463	14,764
法人税等調整額	1,222	16,147
法人税等合計	10,686	30,912
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	3,547
少数株主損失( )	104,557	18,853
四半期純利益	147,048	15,305

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	218,273	168,957
減価償却費	109,636	91,021
減損損失	-	74,017
のれん償却額	35,512	18,178
株式報酬費用	42,534	35,818
貸倒引当金の増減額(は減少)	23,624	3,231
事業再構築引当金の増減額(は減少)	21,490	-
受取利息及び受取配当金	2,889	5,215
支払利息	6,900	5,818
のれん評価損	-	115,178
負ののれん発生益	-	58,499
事業譲渡益	-	2,139
持分法による投資損益(は益)	12,864	59,849
持分変動利益	220	31,315
投資有価証券評価損益(は益)	20,257	-
投資有価証券売却損益(は益)	25,490	3,726
関係会社株式売却損益(は益)	13,869	95,771
固定資産売却損益(は益)	696	-
固定資産除却損	801	1,020
関係会社整理損	21,386	-
解約違約金	55,889	14,659
新株予約権戻入益	95,145	-
ポイント引当金戻入額	-	9,074
売上債権の増減額(は増加)	102,092	9,572
たな卸資産の増減額(は増加)	1,629	1,027
営業投資有価証券の増減額(は増加)	188,982	150,526
先渡契約の増減額(は増加)	60,219	20,586
仕入債務の増減額(は減少)	25,501	23,902
未払金の増減額(は減少)	107,794	16,576
その他	21,361	56,243
小計	640,274	218,113
利息及び配当金の受取額	2,889	5,215
利息の支払額	6,760	5,498
法人税等の支払額	18,687	19,180
法人税等の還付額	303,336	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	921,052	198,650

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	1,150,000
定期預金の払戻による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	43,565	36,657
有形固定資産の売却による収入	3,116	-
無形固定資産の取得による支出	137,875	128,404
事業譲渡による収入	-	5,000
投資有価証券の取得による支出	-	2,000
投資有価証券の売却による収入	97,594	8,830
関係会社株式の取得による支出	172,167	16,063
関係会社株式の売却による収入	3,914	108,730
子会社の清算による収入	48,846	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	343,197	-
敷金の差入による支出	95,518	26,858
敷金の回収による収入	66,854	-
貸付けによる支出	-	11,000
貸付金の回収による収入	243,957	5,585
会員権の取得による支出	4,000	-
その他	20	225
投資活動によるキャッシュ・フロー	332,021	1,042,613
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	280,000	129,997
長期借入れによる収入	78,800	40,000
長期借入金の返済による支出	151,492	134,451
株式の発行による収入	-	18,750
少数株主からの払込みによる収入	199,940	30,030
少数株主からの株式買取による支出	13,760	-
配当金の支払額	6,747	19,162
リース債務の返済による支出	732	942
財務活動によるキャッシュ・フロー	173,993	195,772
現金及び現金同等物に係る換算差額	990	9,926
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	414,047	1,049,662
現金及び現金同等物の期首残高	3,903,552	4,669,820
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	138,186	735,805
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 4,179,414	1 2,884,353

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更            第1四半期連結会計期間において、株式会社ネットエイジは、株式を売却したことにより連結の範囲より除外しました。ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合は決定権が過半数未満となったため、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社としております。第2四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社トレンドアクセスは平成22年7月1日付で、当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった株式会社フラクタリストは平成22年12月29日付で持株会社である当社に吸収合併され消滅しました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数            5社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法の適用に関する事項の変更            第1四半期連結会計期間において、ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合は決定権が過半数未満となったため、連結の範囲から除外し持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数            3社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用            第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。            これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用            第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。            これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用            当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>



## 【表示方法の変更】

<b>当第3四半期連結累計期間</b> (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

<b>当第3四半期連結会計期間</b> (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

## 【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 72,714千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 59,887千円
2. 担保資産 担保資産に供されている資産について、事業運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められるもの 営業投資有価証券 320,008千円	2. 担保資産  営業投資有価証券 979,069 千円
3. 営業投資有価証券には、貸付営業投資有価証券 486,200千円が含まれております。	3.

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 490,678千円	給料手当 369,219千円
貸倒引当金繰入額 27,392千円	貸倒引当金繰入額 4,619千円
ポイント引当金繰入額 29,893千円	ポイント引当金繰入額 3,066千円

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 182,062千円	給料手当 115,911千円
貸倒引当金繰入額 11,428千円	貸倒引当金繰入額 2,378千円
ポイント引当金繰入額 18,025千円	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 <span style="float:right">4,179,414千円</span> 現金及び現金同等物 <span style="float:right"><u>4,179,414千円</u></span>	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 <span style="float:right">3,334,353千円</span> 預入期間が3か月超 の定期預金 <span style="float:right">950,000千円</span> 有価証券勘定に含まれる 譲渡性預金 <span style="float:right">500,000千円</span> 現金及び現金同等物 <span style="float:right"><u>2,884,353千円</u></span>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	132,505

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			68,920
連結子会社			
合計			68,920

(注)第8回及び第9回の新株予約権については、権利行使期間の初日は到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月22日 取締役会	普通株式	8,678	70	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金
平成22年9月24日 取締役会	普通株式	13,720	110	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年12月29日付けで、連結子会社であった(株)フラクタリストを吸収合併したことに伴い、資本剰余金が247,072千円及び自己株式が462,029千円それぞれ減少しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間において資本剰余金が1,413,137千円となり、自己株式は残高がなくなりました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

(単位：千円)

	インターネット 関連事業	インベストメ ント&イン キュベーショ ン事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高	1,891,970	360,461	8,468	2,260,899		2,260,899
営業利益又は営業損失( )	48,775	246,823	117,846	177,753	52,171	125,581

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 連結子会社の決算に関する事項の変更

連結子会社である(株)フラクタリストについて、第3四半期連結会計期間より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、インターネット関連事業における売上高は828,852千円増加し、営業利益は2,149千円減少しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

(単位：千円)

	インターネット 関連事業	インベストメ ント&イン キュベーショ ン事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高	3,916,308	1,001,085	20,584	4,937,977		4,937,977
営業利益又は営業損失( )	60,600	546,795	214,688	392,707	200,297	192,410

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) インターネット関連事業

メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等

(2) インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) その他事業

3Dインターネット事業等

3. 連結子会社の決算に関する事項の変更

連結子会社である(株)フラクタリストについて、第3四半期連結会計期間より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結する方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合と比較して、インターネット関連事業における売上高は828,852千円増加し、営業利益は2,149千円減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)の本邦の売上高は全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外売上高】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは「インターネット関連事業」「インベストメント&インキュベーション事業」「その他事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下のとおりであります。

- (1) インターネット関連事業  
メディア&コマース事業、インターネット広告事業、企業のマーケティングを支援するソリューション事業等
- (2) インベストメント&インキュベーション事業  
ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等
- (3) その他事業  
3Dインターネット事業等

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成 22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	インターネット 関連事業	インベスト メント&イン キュベー ション事業	その他事業	計			
売上高	3,299,753	767,507	32,186	4,099,447	4,099,447		4,099,447
セグメント利益 又は損失( )	143,933	440,304	182,611	401,626	401,626	175,352	226,274

(注)1.セグメント利益の調整額 175,352千円は、全額各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成 22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	インターネット 関連事業	インベスト メント&イン キュベー ション事業	その他事業	計			
売上高	1,125,415	200,878	5,812	1,332,107	1,332,107		1,332,107
セグメント利益 又は損失( )	81,872	94,511	53,458	122,924	122,924	61,711	61,213

(注)1.セグメント利益の調整額 61,711千円は、全額各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インターネット関連事業」セグメントにおいて、運用停止の意思決定及び収益性が低下し投資額の回収が困難と見込まれるソフトウェア並びに今後稼働する見込みがないソフトウェアについて帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として特別損失へ計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結会計期間においては68,968千円となり、その内訳はソフトウェア68,968千円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当社は、連結子会社であった㈱フラクタリストについて、平成22年12月29日付で、当社を存続会社とし、当社の特定子会社である㈱フラクタリストを消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、「インターネット関連事業」セグメントにおいて負ののれんが発生しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益は、当第3四半期連結会計期間においては58,499千円であります。



(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券、並びにデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定 方法
有価証券				
譲渡性預金	500,000	500,000		(注1)
営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	954,762	954,762		(注2)
デリバティブ取引( ) ヘッジ会計が適用されているもの	(16,107)	(16,107)		(注3)

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

1. 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 営業投資有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

3. デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結 貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	539	953,394	952,854
投資有価証券に属するもの			
株式	1,056	1,368	312
合計	1,595	954,762	953,166

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 11,897千円

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社フラクタリスト

事業の内容：モバイルマーケティング支援及びモバイルコンテンツの提供

(2) 企業結合日

平成22年12月29日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社フラクタリストを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ngi group株式会社

(5) 取引の目的

ngi group株式会社はインターネットビジネスのインキュベーターとして、日本のインターネット市場の発展に寄与すべく様々な事業・人材を育成してまいりました。一方株式会社フラクタリストは、モバイル専門のマーケティングソリューションカンパニーとして日本のモバイルインターネット市場と共に成長してまいりました。

現在、スマートフォンなどの新しい携帯端末の出現によるモバイルインターネットの技術・サービスなどの急激な変化や、ソリューションネットワークを軸としたインターネットのプラットフォームの変化・競争が激しくなっており、より成長する市場に対して事業展開を加速するためには、両社の持つ強みを活かし、競争力を高めることが最善との結論に至りました。

そこで、この合併により、ngi group株式会社が立ち上げているngiソーシャルコネクト(以下「ソーシャルコネクト」)を第1弾としたソーシャルグラフマーケティング事業や、ngi group株式会社が持つアプリケーション開発事業者をはじめ様々な事業を興している起業家とのネットワークと、株式会社フラクタリストが持つモバイル広告商材をベースとしたクライアントやモバイルメディアとのネットワーク及び、コンテンツ開発能力を融合させることで、双方の持つ強みを活かしてまいりたいと考えております。

統合後の新生ngi group株式会社においては、現在ngi group株式会社が提供しているソーシャルコネクトを通じた様々なウェブサービスやスマートフォンアプリに対するソーシャル化の積極的支援と、株式会社フラクタリストがこれまで提供してきた広告商材との統合サービスの開発・提供を積極的に進め、ソーシャルコネクトの更なる普及と広告商材の販売力の強化を行い、ソーシャルグラフマーケティング(SGM)という市場を自ら開拓し、そのリーディングカンパニーとして市場を牽引すべく事業に邁進することで株主の皆様及び社会の期待に応えていく所存です。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	38,362円49銭	1株当たり純資産額	41,588円72銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,508,512	6,650,351
普通株式に係る純資産額(千円)	5,083,222	5,156,086
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	68,920	33,101
少数株主持分	356,369	1,461,163
普通株式の発行株式数(株)	132,505	127,749
普通株式の自己株式数(株)	-	3,771
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	132,505	123,978

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,926円85銭	1株当たり四半期純利益金額	1,069円27銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	3,917円02銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額	1,066円62銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	486,266	133,377
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	486,266	133,377
普通株式の期中平均株式数(株)	123,831	124,737
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	311	310
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があっ たものの概要		

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,187円49銭	1株当たり四半期純利益金額	122円47銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,184円55銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	122円32銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	147,048	15,305
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	147,048	15,305
普通株式の期中平均株式数(株)	123,831	124,981
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	308	150
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

ngi group株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 入澤 雄太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

ngi group株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小笠原直 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西垣芽衣 印

業務執行社員 公認会計士 入澤雄太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。